

オレンジ色の保険証の有効期限は9月30日まで



詳しくは町住民生活課にお尋ねください

10月1日から薄青色の保険証に切り替わります

後期高齢者医療保険制度の見直しにより、10月1日(土)から窓口での2割負担区分が新設されます。これに伴って、保険証の更新を行います。新制度に対応した新しい保険証(薄青色)は9月中旬に簡易書留などで郵送します。

現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証」(オレンジ色)の有効期限は9月30日(金)です。ご利用の際にお間違いないようご注意ください。

持続可能な高齢者医療制度のために

団塊の世代が2022年から75歳以上の高齢者となりはじめる。後期高齢者の医療費が増加す

る一方で、それを支える現役世代が減少していく中、高齢者医療制度を持続可能なものとするためには、現役世代の保険料負担の上昇を抑えることが不可欠です。このため、一定以上の所得がある後期高齢者の患者負担割合をこれまでの1割から2割に引き上げる高齢者医療制度の改革が実施されます。

2割負担の対象者

- 次の2つをいずれも満たす人
- ・同世帯の被保険者課税所得が28万円以上
- ・「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円(※)以上

※複数世帯の場合は320万円以上

負担増加を抑える配慮措置

2割負担が導入される10月1日(土)からの3年間は、制度変更による影響が大きい外来患者への配慮措置として、1割負担の場合と比べた1カ月分の負担増加額を最大3千円に抑えます。この措置が適用される人には、負担上限を超えた支払金額を高額療養費の登録口座に後日、払い戻します。口座登録がまだの対象者には、9月下旬に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書が届きます。ご確認ください。

町税などは期限内納付の厳守をお願いします

町民の皆さんに納めていただいた町税は、福祉や教育、道路整備などの行政サービスの財源となります。毎日の暮らしを支える町税の期限内納付をお願いします。

町税の滞納は、期限内に納付しなかったりしている大多数の皆さんとの公平性を欠く行為であり、督促や催告状の送付など不要な経費に大切な税金を使うこととなります。町の財政を圧迫し、充実した住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

他自治体と連携して税の徴収率向上を図る

町では、住民負担の公平を図り、

税などの納付は必ず期限内に!



期限内納付が困難な場合は税務課まで!

昨今の厳しい財政事情の中で徴収を確保することを目的として、御船町、嘉島町、山都町、美里町、県の5団体と連携して滞納整理事務の効率化に取り組んでいます。各団体の税務職員を併任職員として相互に派遣することで、悪質な滞納者への差し押さえや差し押さえ財産の公売会を合同で実施し、税収のさらなる向上を図っています。

公売会の開催は、町公式ウェブサイトに「甲佐町の公売ページへようこそ!」ページにてお知らせしています。ぜひご覧ください。

口座振替をご利用ください

町税などの納付を口座振替にされると納付のために窓口へ出向く必要がなくなるので便利です。感染症対策の一環としてご協力ください。引き落とし日前に通帳残高の確認をお願いします。

また、休日窓口(午前8時30分〜午後5時)や毎月末の夜間窓口(午後5時15分〜午後8時)も開設しています。ぜひご利用ください。やむを得ない事情で期限内納付が困難な場合は、そのまま放置せず、町税務課へお電話にてご相談ください。

国民健康保険

かかりつけ医などで
健診が受けられます



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■個別健診で自分の体の状態を
確認しましょう

町では、9月1日（木）から個別健診を実施しています。7～8月に実施した集団健診を受診されていない人は、指定医療機関で個別健診を受診することができます。時間の都合などで集団健診を受けられなかった人は、都合の良い日時を選んで受診できますので、個別健診で自分の体の状態を確認しましょう。

個別健診の対象者には受診券を送付しています。受診の際は事前の予約が必要です。指定医療機関へ直接お申し込みください。

▼対象者
令和4年4月1日現在で40～74歳の国民健康保険被保険者で、7～8月に実施した集団健診を受診

していない人

※個別健診の対象者には、9月1日（木）の行政区配達でお知らせしています。

※受診券が届いた人でも、国民健康保険の被保険者資格がない場合は受診できません。

▼実施期間

9月1日（木）～12月28日（水）

▼健康検査内容

体格検査（身長・体重・腹囲・BMI）、血圧測定、血液検査（血中脂質検査・血糖検査・肝機能検査・腎機能検査）、尿検査、医師の診察など

※がん検診は含まれません。

▼受診料（個人負担金）

1300円

▼主な指定医療機関

- ・荒瀬病院（甲佐町緑町331）
 - ① 096・234・1161
 - ・谷田病院（甲佐町岩下123）
 - ② 096・234・1248
 - ・小屋迫医院（甲佐町岩下96-1）
 - ③ 096・234・0165
 - ・桃崎整形外科（甲佐町緑町275-20）
 - ④ 096・235・8111
- ※そのほかの指定医療機関については、町住民生活課へお尋ねください。

国民年金

■国民年金付加年金保険で将来
の受給年金額を増やせます

国民年金付加年金制度とは、国民年金第1号被保険者（国民年金に加入している人）および任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受け取る年金額を増やすことができる制度です。

▼定額保険料（令和4年度）

1万6590円/月

▼付加保険料

400円/月

■付加年金額について

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加

保険料月額400円を上乗せして納めた場合、40年間で総額19万2千円を余分に支払うことになりませんが、年金受給時に年額9万6千円が加算されますので、2年間で取り戻すことができます。

■付加保険料を納める際の注意事項

納めていただく際、次の点に注意してください。

- ① 付加年金保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
 - ② 付加年金保険料の納期限は翌月末と定められています。
 - ③ 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
 - ④ 付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
 - ⑤ 国民年金基金に加入している人は、付加年金保険料を納めることはできません。
 - ⑥ 月末が土曜日、日曜日、休日の場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。
- ▼お問い合わせ先
熊本東年金事務所
① 096・367・8144

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

ご存じですか？
国民年金保険の任意加入制度



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）